

掛川市規則第17号

掛川市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年9月20日

掛川市長

(別紙)

掛川市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則（平成24年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

5	代表者の氏名及び住所		
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）		
7	事業所の平面図及び設備の概要		
8	事業所の管理者の氏名及び住所		
9	指定特定相談支援又は指定障害児相談支援の内容		
10	主たる対象者		
11	運営規程		
変 更 年 月 日			平成 年 月 日

を

5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7	事業所の平面図	
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9	相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	
10	運営規程	
変 更 年 月 日		年 月 日

に改める。

附 則

- この規則は、平成30年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の掛川市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。